

令和5年度第5回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和5年7月11日(火) 開会 午後 2時30分  
閉会 午後 3時17分

(2) 場所 鮮魚市場会館 第1会議室

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

中村 光明	城戸 武稔	高木 智代	柴田 清治	高田 茂美
下司 弘	川嶋 仁	久保 篤美	安河内 弘実	角 徹
笠 康雄	牛尾 憲一	宗 義治	甲斐 諭	中村 美佐子
馬男木 節	袈裟丸 宏二	久保田 喜一	奥村 幸一	

以上 19 名

(2) 欠席委員

なし

以上 0 名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

柴田 清治 高田 茂美

6 書記氏名

磯部 敦 若松 弘恵

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 雅秀	長 泰壽	川添 雅秀	曾根寄 裕	城戸 憲一
中村 和久	大神 達雄	坂口 泰三	角 一三	福島 洋一
緒方 清文	安永 明弘	西嶋 慎二	菰田 茂孝	三笥 義則
高宮 秀之	山下 昌昭	薦田 文昭	大神 伸雄	大神 常夫
三苫 一美	富田 一夫	西 康晴		

9 事務局出席者

青木 功	古島 美保	手嶋 誠二	岡崎 麻子	國武 雅也
志藤 伸一	桑野 綾子	波多江 政憲	宮原 信彦	

議	長	<p>それでは、ただいまより、令和5年度第5回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中19名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、議案が18件、報告事項が6件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「柴田 清治 委員」と「高田 茂美 委員」を指名します。本日の総会は、改選後、初めて農業委員と推進委員が一同に会する総会となりますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第1号</b> <b>「農地法第3条の規定による許可申請」について</b></p>
議	長	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係	長	<p>(議案第1号から第4号について、資料により説明)</p>
西部出張所	長	<p>(議案第5号及び第6号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案第1号から第6号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p> <p>議案第1号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員		<p>7月3日に現地を見てきました。譲受人はレモンを作るという計画ですが、許可後にすぐ耕作を始められる状況と認識しております。なお譲受人は、新規就農者であります。営農計画等を事前審査会において確認しており、前任の推進委員より問題なかったと聞いております。以上のことよりこの許可申請の内容に問題はないと思います。</p>
議	長	<p>議案第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員		<p>7月3日に現地調査を行い、申請者と会いました。農地の状況は若干荒れておりましたが、整地すればすぐにも耕作できるような状況でありました。特に問題ないと思います。</p>
議	長	<p>議案第3号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>

推 進 委 員	7月6日に農業委員、他の推進委員、地元水利の関係者2名及び譲受人夫婦で現地調査しております。申請地の北側に譲渡人の家があり、それに付随する田ということになります。地域との調和という点で、周りに配慮し草刈はその都度こまめに行い、農薬散布は風向きに注意を払い行う。また、何か支障がある場合は、地元の農事組合長に連絡し対応するということを確認しております。問題なしと思います。
議 長	議案第4号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	申請地は私の田に隣接しているため、普段からよく見ており、状況も存じております。また、譲受人と譲渡人も昔からよく知っております。何の問題もないと思います。
議 長	議案第5号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	7月1日に現地調査をしました。申請は親子間の所有権の移転で、継続して営農するという事です。譲受人は担い手として地域で活躍している方です。特に問題なしと考えます。
議 長	議案第6号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	事務局の説明のとおり問題はありますが、作付けを毎年されていない農地が周辺に多いので、まず作付けしやすい環境を作ってから申請をしていただきたいとは思いますが、売買による所有権移転について、農地法上の問題は見られません。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。  (意見・質問なし)
議 長	それでは、議案第1号から第6号について一括して採決を行います。 議案第1号から第6号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (賛成多数)
議 長	賛成多数ですので、議案第1号から第6号は原案どおり可決しました。

		<b>議題第 2 号</b> <b>「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について</b>
議	長	次に、議題第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
西 部 出 張 所 長		(議案第 7 号について、資料により説明)
議	長	ただ今、事務局より説明がありました議案第 7 号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第 7 号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員		7 月 3 日に申請人とその父親立会いの下、現地調査を行いました。問題はないと思います。
議	長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。  (意見・質問なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第 7 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第 7 号は原案どおり可決しました。
		<b>議題第 3 号</b> <b>「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について</b>
議	長	次に、議題第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
西 部 出 張 所 長		(議案第 8 号から第 1 2 号について、資料により説明)
議	長	ただ今、事務局より説明がありました、議案第 8 号から第 1 2 号について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。 議案第 8 号及び第 9 号について、担当区域の推進委員をお願いします。

<p>推 進 委 員</p>	<p>まず議案第8号について、7月1日に農事組合と一緒に現地調査を実施しました。この畑は50年以上譲渡人が自己管理されておりましたが、農道も整備されておらず、農業機械も入れないような状況でした。譲渡人も高齢で管理も難しくなり、かねてから畑を売りたいという希望もありました。周りの農地に与える影響はないと思います。</p> <p>次に議案第9号について、6月・7月に農業委員及び事務局とともに、2回にわたり調査しております。2回目には譲受人も来ております。申請地に4階建ての特別養護老人ホームの申請ということで、苗に与える影響、特に日照の問題ですが、夏至を含む稲作の時期にどのような影響があるのか、はっきりした判断基準がない状況での審査でした。そんな中、農業委員・推進委員としては、「稲作に与える影響がないとは言えない」と考えました。その後、隣接する3筆の農地の所有者と譲受人が調整し、稲作並びに農作物に与える影響が出た場合は補償するとの覚書を結ばれております。そのような状況の案件でございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第10号及び第11号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>まず議案第10号について、譲受人が運営する病院の関連施設が、あたり一帯に点在しておりまして、申請地も敷地の一部のような場所となっております。かねてから駐車場不足ということは聞いておりましたので、駐車場としての利用は特別問題ないと思います。</p> <p>次に議案第11号について、7月6日に現地を調査しました。今回の転用目的は今までにあまり例がないので、事務局、農業委員、町内会の役員、水利委員に現地に集まってもらい、いろいろ意見を聞きました。今の段階では詳細が不明という部分も多かったのですが、いろいろ意見が出ましたが、不許可とする理由も見当たらないということで、今後の申請者の運営状況を注視していきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第12号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>7月3日に農業委員、前任の推進委員及び水利委員の計4人で現地を確認しました。今回の転用にあたっては特に周辺への影響等はないと考えられますので、問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>

議	長	<p>それでは、議案第 8 号から第 1 2 号について一括して採決を行います。 議案第 8 号から第 1 2 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第 8 号から第 1 2 号は原案どおり可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第 4 号</b> <b>「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に伴う農地転用計画変更承認申請」</b> <b>について</b></p>
議	長	<p>次に、議題第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に伴う農地転用計画変更承認申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
西部出張所長		<p>(議案第 1 3 号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただ今、事務局より説明がありました、議案第 1 3 号について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。 議案第 1 3 号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推進委員		<p>7 月 3 日に現地確認しました。事務局の説明のとおり、特に問題はないと思います。</p>
議	長	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議	長	<p>それでは、採決を行います。 議案第 1 3 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第 1 3 号は原案どおり可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第 5 号</b> <b>「非農地証明の発行」について</b></p>

議 長	次に、議題第 5 号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第 1 4 号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第 1 5 号について、資料により説明)
議 長	ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第 1 4 号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	7 月 3 日に現地を確認しました。現地は著しく荒廃し山林化しておりました。農地への復元は困難であると確認いたしました。非農地証明の発行はやむを得ないと考えます。
議 長	議案第 1 5 号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	7 月 1 日に現地を確認しましたが、現状はすでに農地とは言えない状況です。また地元の町内会長からも話を聞きましたが、20 年以上前から農地ではなく駐車場として使われているとのことであるため、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。  (意見・質問なし)
議 長	それでは、議案第 1 4 号及び第 1 5 号について一括して採決を行います。 議案第 1 4 号及び第 1 5 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 4 号及び第 1 5 号は原案どおり可決しました。
<b>議題第 6 号</b> <b>「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について</b>	

議	長	次に、議題第6号「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係	長	(議案第16号について、資料により説明)
議	長	ただ今、事務局より説明がありました、議案第16号について、ご意見・ご質問はありませんか。
		(意見・質問なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第16号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第16号は原案どおり可決しました。
<p><b>議題第7号</b></p> <p><b>「埋立許可申請に関する意見」について</b></p>		
議	長	次に、議題第7号「埋立許可申請に関する意見」について、事務局より説明をお願いします。
西部出張所	長	(議案第17号について、資料により説明)
議	長	ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第17号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員		事務局からの説明で、ほかに追加することはないのですが、場所的に農地として利用しにくい場所ですので、致し方ないと思います。
議	長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。
農業委員		議案第11号の時に聞けばよかったのですが、譲受人である一般社団法人はどういう事業目的の法人ですか。一般的に公民館というと、福岡市が作るものですので、社団法人が作るというのがどういうことかと思いました。



西部出張所長	<p>こちらの法人の事業目的につきましては、法人登記の履歴事項証明書によると「保健、医療又は福祉の増進に関する事業」「社会教育の推進に関する事業」「まちづくりの推進に関する事業」「学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する事業」「人権の擁護又は平和の推進に関する事業」「男女共同参画社会の形成の促進に関する事業」「子どもの健全育成に関する事業」「職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援に関する事業」「その他、この法人の目的を達成するために必要な事業」と書かれています。法人の代表と話したところ、もともとスポーツ振興に興味があり、西体育館の稼働率が99%ということで、なかなか利用できないため、中学生高校生のためにスポーツ関連の施設を建てる目的で社団法人を設立したと聞いております。</p>
農業委員	<p>社団法人は設立済みですか。</p>
西部出張所長	<p>令和5年3月1日に設立されております。</p>
農業委員	<p>どちらかという公民館というより、スポーツ施設が目的と感じます。</p>
西部出張所長	<p>私も気になり、スポーツだけが目的かと確認したところ、社会教育に関する事業も必ず行うと聞いております。民間の社団法人が公民館を作るというのは初めて聞きましたが、申請者は福岡県の社会教育課とも協議を重ねており、住宅都市局から県に公民館の用に供する施設で間違いないことを確認しております</p>
農業委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかにどなたか、ご質問はありませんか。</p>
農業委員	<p>土砂埋立て条例の申請が出たら、農業委員会に意見を必ず求めるような手続きになっているのですか。</p>
西部出張所長	<p>農地の場合は、農業委員会に照会が来るようになっております。</p>
農業委員	<p>ということは、今から埋立てするということですね。言葉で内容を説明されましたが、計画図等の書類は全部事務局に来ているのですか。</p>
西部出張所長	<p>計画図や断面図等は事務局に来ております。</p>
農業委員	<p>農業委員会が意見を決定するためには、図面等を見ないことには、判断で</p>

事務局 長	<p>きない。どういう計画図かもわからないで賛成するのは、無責任に感じます。</p>
事務局 長	<p>書類審査については事務局の方でしっかりやっております。それを信頼いただく前提で、このように議事を進めているわけですが、総会のやり方としては、農業委員の皆さんにご審議いただきざるを得ません。確かに今回、写真だけでは分かりにくい部分もありましたので、分かりにくいものについては、図面等も一緒にスライドに写すなど工夫いたします。</p>
議 長	<p>ほかにどなたか、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第17号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、議案第17号は原案どおり可決しました。</p> <p>次に報告事項につきましては、書面による報告とし説明は省略していますが、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
	<p><b>案件2 農政に係る事項</b></p> <p><b>議題第8号</b></p> <p><b>「令和5年度農地利用検討部会での検討事項及び農地利用検討部会委員の選任」について</b></p>
議 長	<p>それでは、案件2の「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>議題第8号「令和5年度農地利用検討部会での検討事項及び農地利用検討部会委員の選任」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係 長	<p>(議案第18号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>事務局から説明のありました、議案第18号について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>

議	長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第18号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第18号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>案件3 農業委員会の運営に係る事項</b> <b>報告第6号</b> <b>「農業委員と農地利用最適化推進委員の連携」について</b></p>
議	長	<p>それでは、案件3の「農業委員会の運営に係る事項」に移ります。</p> <p>報告第6号「農業委員と農地利用最適化推進委員の連携」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	長	<p>(報告第6号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問は、ありませんか。</p>
推進委員		<p>案件3号の件ですが、本来であれば、市職員がやるべきことや、農業委員の仕事を我々推進委員が代わりにやっているのではないかという気がします。</p> <p>この案件を見ると益々そういった思いを感じますが、どうでしょうか。</p>
総務係	長	<p>平成28年に農業委員会法が改正になる以前は、推進委員という職はございませんでしたので、その時は現在推進委員が行っている業務を農業委員が行っておりました。</p> <p>農業委員会法が改正された際に、農地等の利用の最適化の推進が非常に重要な業務として位置づけられ、推進委員という職が新しくでき、農業委員と推進委員という2つの職に分かれたという経緯がございます。</p> <p>その中で農業委員のみ議決権があり、推進委員は現場活動がメインというように役割が分かれることになりましたが、福岡市農業委員会においては令和2年度の総会で議決しましたとおり、農業委員と推進委員が連携して調査等の現場活動を行っていくことで決定しております。推進委員が農業委員の代わりに業務を行うということではございません。</p>
事務局	長	<p>今のご発言は、我々事務局職員がもっと頑張るように、ということだと受け取りました。</p>

